

350 Fifth Avenue, 34th Floor
New York, NY 10118-3299
Tel: 212-290-4700
Fax: 212-736-1300; 917-591-3452

ASIA DIVISION

Brad Adams, *Executive Director*
Kanae Doi, *Japan Director*
Meenakshi Ganguly, *South Asia Director*
Elaine Pearson, *Australia Director*
Sophie Richardson, *China Director*
Phil Robertson, *Deputy Director*
John Sifton, *Advocacy Director*
Patricia Gossman, *Associate Director*
Judy Kwon, *Seoul City Director*
Mickey Spiegel, *Senior Advisor*
Linda Lakhdhir, *Legal Advisor*
Jayshree Bajoria, *Senior Researcher*
Andreas Harsono, *Senior Researcher*
Sunai Phasuk, *Senior Researcher*
Maya Wang, *Senior Researcher*
Carlos H. Conde, *Researcher*
Saroop Ijaz, *Senior Researcher*
Yaqiu Wang, *Researcher*
Riyo Yoshioka, *Senior Program Officer*
Teppe Kasai, *Program Officer*
Shayna Bauchner, *Assistant Researcher*
Nicole Tooby, *Senior Coordinator*
Seashia Vang, *Senior Associate*
Racquel Legerwood, *Coordinator*

ADVISORY COMMITTEE

David Lakhdhir, *Chair*
Orville Schell, *Vice-Chair*
Maureen Aung-Thwin
Edward J. Baker
Robert L. Bernstein
Jerome Cohen
John Despres
Mallika Dutt
Kek Galabru
Merle Goldman
Jonathan Hecht
Sharon Hom
Rounaq Jahan
Ayesha Jalal
Robert James
Joanne Leedom-Ackerman
Perry Link
Krishen Mehta
Andrew J. Nathan
Xiao Qiang
Bruce Rabb
Balakrishnan Rajagopal
Ahmed Rashid
Victoria Riskin
James Scott
Mark Sidel
Eric Stover
Ko-Yung Tung
Francisc Vendrell
Tuong Vu

HUMAN RIGHTS WATCH

Kenneth Roth, *Executive Director*
Nic Dawes, *Deputy Executive Director*
Michele Alexander, *Deputy Executive Director, Development and Global Initiatives*
Emma Daly, *Deputy Executive Director, Media (Acting)*
Liesl Gerntholtz, *Deputy Executive Director, Program (Acting)*
Chuck Lustig, *Deputy Executive Director, Operations*
Bruno Stagno Ugarte, *Deputy Executive Director, Advocacy*

Dinah PoKempner, *General Counsel*
James Ross, *Legal and Policy Director*

(原文英語・日本語訳)

2019年7月26日

100-8919

東京都千代田区霞が関 2-2-1

外務省

外務大臣 河野太郎殿

バングラデシュとミャンマーへの訪問について

外務大臣 河野太郎殿

貴殿が2019年7月29日から7月31日にバングラデシュとミャンマーを訪問される際、滞在中に人権上の重大な懸念を表明し、両国の人権状況の具体的改善が、両国と日本との二国間関係の強化にとって鍵となることを強調していただきたく、本書間を差し上げる次第です。

国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチは独立した非政府組織として、世界90カ国以上で人権問題に関するモニタリングと報告を行っています。

バングラデシュのシェイク・ハシナ首相は2018年12月30日の総選挙で勝利を宣言しましたが、選挙戦は暴力、野党勢力の大量逮捕、言論の自由の弾圧、不正投票の重大な疑惑などにより損なわれたものでした¹。3期目の首相在任が6カ月を超えた現在、政府による市民社会への弾圧は強まる一方です。

同政府は、厳格なデジタル・セキュリティ法に基づく身柄拘束や大規模に行われた前例のないオンライン検閲を通じて、平和的な政府批判と反政府運動を鎮圧しています。当局は、Facebookの投稿に「いいね」をするなど些細な行動を理由に人びとを逮捕しています。ジャーナリストは自己検閲をしないと逮捕される危険がある状況におかれています。

¹“Creating Panic”: Bangladesh Election Crackdown on Political Opponents and Critics,” Human Rights Watch, December 22, 2018, <https://www.hrw.org/report/2018/12/22/creating-panic/bangladesh-election-crackdown-political-opponents-and-critics>.



HRW.org

政府は、治安部隊、とくに警察の「即時行動大隊」(Rapid Action Battalion) と公安部門による強制失踪と超法規的殺害に関する重大な訴えがあるにもかかわらず、捜査に二の足を踏んでいます²。

ご存じの通り、ミャンマーでは2017年8月から始まったミャンマー治安部隊の民族浄化作戦により、ラカイン州のロヒンギャ住民への殺人や性暴力、国外追放など、人道に対する罪が多数発生しました。その結果、過去2年間で73万人以上のロヒンギャがバングラデシュに逃れています。

アウンサンスーチー氏が率いるミャンマー政府は国際的な非難を受けつつも、多くの国際人道団体、人権団体、独立系メディア、さらには国連の事実調査ミッションにラカイン州への立ち入りを拒んでいます。同政府は、重大な罪を行ったミャンマー国軍兵士や警察要員の訴追を行っていません。その一方で、人権侵害行為を暴いたジャーナリストや活動家が起訴されています。政府に批判的とみなされた人たちへの迫害はますます強まっています。

ミャンマー軍と反政府武装組織のアラカン軍との激しい戦闘により、1月以降に発生した避難民は最大55,000人です。政府は6月21日からラカイン州と隣のチン州でインターネットを遮断しているため、援助組織は、現地住民に迫り来る人道的危機についての重要な情報のやりとりをすることができないでいます。

バングラデシュは現在、ミャンマーでの残虐行為を逃れたロヒンギャ難民約100万人を受け入れています。この寛大な対応には計り知れないほどの費用がかかっており、バングラデシュ政府はミャンマーへの難民送還を計画しようとしています。送還はいかなる場合にも、安全で、尊厳が保たれた自発的なものであることがきわめて重要です。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、ラカイン州の情勢がロヒンギャ難民の帰還にまだ適していないと判断しています。一方でバングラデシュ政府は、難民をベンガル湾沖の沈泥島バサン・チャール島 (Bhasan Char) に移動させる計画を進めています。しかし当局は、島が居住可能で安全な場所である根拠を提示していません³。

バングラデシュ政府に対し、以下の事項を申し入れていただきたく存じます。

- 政府を批判する人びとおよび野党の党员に対する、政治的動機に基づく訴追を取り下げること。
- デジタル・セキュリティ法を改正し、表現の自由への権利を保障すること。特に、同法に基づき犯罪とみなされる活動を指す、過度に広く曖昧な表現を見直す

² “We Don’t Have Him”: Secret Detentions and Enforced Disappearances in Bangladesh,” Human Rights Watch, July 6, 2017, <https://www.hrw.org/report/2017/07/06/we-dont-have-him/secret-detentions-and-enforced-disappearances-bangladesh>.

³ “‘Bangladesh Is Not My Country’: The Plight of Rohingya Refugees from Myanmar,” Human Rights Watch, August 5, 2018, <https://www.hrw.org/report/2018/08/05/bangladesh-not-my-country/plight-rohingya-refugees-myanmar>.

こと。こうした表現は政府、首相あるいははその家族を公に批判する人びとを標的とするために誤って用いられています。同法は対象を限定し、個人または明確に定義された集団への暴力を扇動する言語表現のみを犯罪化すべきです。

- 強制失踪の申立てを調査し、違法な秘密拘禁下にある者全員を釈放すること。
- ロヒンギャの送還または移住はすべて任意であり、国際人権法および国際難民法にしたがって行うようにすること。キャンプにいる子ども全員が適切な教育を受けられるようにすること。
- モンスーン期の洪水や地滑りがもたらす深刻な被害からすべての難民を保護するため、キャンプでの頑丈な構造物の建築を認めること。
- 近々行われる国連拷問禁止委員会によるバングラデシュのレビューに建設的なかたちで参加すること。拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者と、超法規的・即決・恣意的な処刑に関する特別報告者をバングラデシュに招へいし、状況のモニタリングと勧告の作成を実施させること。

ミャンマー政府に対し、以下の事項を申し入れていただきたく存じます。

- ラカイン州、カチン州、およびシャン州北部をはじめとする国内各地の紛争地域において、国内避難民など危険にさらされている人びとに援助を提供できるよう、人道支援団体に完全かつ自由なアクセスを許可すること。
- 大規模な人権侵害を助長してきた 1982 年の市民権法を改正し、ロヒンギャおよびその他の民族的・宗教的少数者の無国籍状態、および組織的で制度化された差別を撤廃すること。
- ロヒンギャ難民が、国際的な監視の下で、元の居住地に安全で尊厳ある自発的な帰還ができるよう、必要なあらゆる措置を行うこと。また市民権への平等なアクセス、移動の自由、諸サービスへのアクセスについての差別禁止、帰還難民への生計手段のアクセスを保障するよう求めること。
- 国際的な事実調査および法による正義を追及する国際メカニズムに全面的に協力し、国際人権法および国際人道法の重大な違反行為に責任を負う者すべてを訴追すること。
- ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者と協力し、同国への訪問を許可すること。また国連のミャンマーに関する事実調査ミッションを引き継いだ、ミャンマーのための独立した調査メカニズム（IIMM）と包括的に協力すること。
- 国際刑事裁判所（ICC）ローマ議定書の締約国になるか、同議定書第 12 条(3)による同裁判所の管轄権の行使を受け入れること。
- 政府を批判する人びと、とくに政府による人権侵害を報道した人びとの恣意的な逮捕、拘禁および訴追を停止すること。不当に拘禁されている人びとをすべて解放すること。宗教や信仰、表現、結社の自由への権利および平和的集会の権利を侵害する抑圧的な法律を改正すること。民間組織、人権活動家、ジャーナリスト、メディアで働く人びと、弁護士、環境活動家、土地の権利を訴える活動家が基本的権利を行使できるようにすること。

- メディア法の改正を進めること、公的秘書法、非合法結社法、平和的集会および平和的行進法、電気通信法第 66 条 (d) および第 80 条 (c)、刑法第 500 条および第 505 条 (a) および (b) などの法律の見直し、廃止または改正を行って、国際人権基準に適合させること。
- 国家治安部隊による紛争関連の性暴力停止に向けた必要なあらゆる措置をとること。性暴力およびジェンダーを理由とする暴力の被害者へのサービスの提供とアクセスを強化すること。

以上の重要事項については是非ご検討いただきたく存じます。今後、今回の訪問中に以上の問題に関して貴殿がとられた措置についてお聞かせいただければ幸いです。

ブラッド・アダムズ
アジア局長
ヒューマン・ライツ・ウォッチ

土井香苗
日本代表
ヒューマン・ライツ・ウォッチ